

**概要** 要: 灯台の基礎部に海水等が浸入する環境を遮断する対策を実施した結果、台風第15号の際も倒壊、損壊することなく航路標識の機能を維持し船舶交通の安全を確保した。

**対策名**: 135 全国の航路標識に関する緊急対策(海水浸入防止対策等) <3か年緊急対策>【国土交通省】

- **実施主体**: 海上保安庁 第三管区海上保安本部
- **実施場所**: 静岡県伊東市(富戸港南防波堤灯台)
- **事業概要**: 平成30年の台風第24号等による灯台の倒壊、損壊を踏まえ、灯台の亀裂や基礎部の隙間から海水の浸入を防止する海水浸入防止対策を実施している。  
本灯台では、倒壊、損壊を未然に防ぐため、航路標識の基礎部に海水等が浸入する環境を遮断し、アンカーボルトの腐食を防ぐ対策を実施した。
- **事業費**: 全体事業費 約0.03億円(令和元年度)  
(うち3か年緊急対策 約0.03億円)
- **災害の外力、被害と効果**: 令和7年台風第15号では、暴風を伴う激波浪(波高約4m)を近傍海域で観測したが、本灯台は倒壊、損壊することなく安定した航路標識としての機能を維持した。

対策前



対策後



基礎部に海水が浸入しアンカーボルトの腐食により倒壊するおそれがある



▲海水の浸入を防止(環境遮断)

指 標	R6 (実績)	R7 (目標値)
海水浸入防止対策が必要な航路標識 (461箇所)の整備率	93%	100%